

平成27年 3月10日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目23番7号

株 式 会 社 I B J

代表取締役社長 石 坂 茂

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年3月24日（火曜日）午後6時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時 | 平成27年3月25日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウェスト3階 会議室
（開催時間、開催場所が前回までとは異なりますので、末尾記載の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 第9期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役及び監査役の報酬額改定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は、些少ながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主一人様に対し1個とさせていただきます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ibjapan.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年1月1日から
平成26年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は「ご縁がある皆様を幸せにする」を経営理念に、オンラインとオフライン両方の婚活サービスを総合的に運営する、国内及び海外でも類のない独自のサービスを展開しております。

平成26年版の内閣府発行の「少子化白書」によれば、昭和40年代後半には年間100万組を超えていた婚姻組数は年々減少傾向をたどり、平成23年以降は年間70万組を下回る水準となっております。また日本人の平均初婚年齢は、昭和55年には夫が27.8歳、妻が25.2歳だったものが、平成24年には夫が30.8歳、妻が29.2歳と、この30年で夫は3.0歳、妻は4.0歳、平均初婚年齢が上昇しており、未婚化及び晩婚化が少子化問題の大きな要因となっていることが伺えます。

この国民的課題の解決に向け、平成26年5月には日本創成会議・人口減少問題検討分科会から「ストップ少子化・地方元気戦略」の提言がなされるなど、婚活を後押しする国民的な機運が高まりつつあり、これにより当社の事業をとりまく市場が拡大することが期待されます。

一方で、総務省発行の「平成26年版情報通信白書」によれば、平成26年3月時点でのスマートフォンの普及率は53.5%と過半数となり、大都市を抱える都道府県でのインターネット利用ではスマートフォンでの利用率が45%を超えるなど、今後、未婚者の結婚活動においてもますますオンラインサービスの利用が進むことが見込まれます。

また、経済産業省発行の「平成24年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」によれば、020 (Online to Offline) によって、商品・サービスを目的に店舗へ赴いた消費者は、高い割合で当初目的の商品・サービスの購入に至っているとの見解が示されています。

そのような状況下、当社は、主にオンラインでのソリューションを提供するメディア部門と、オフラインでのサービスを提供する直営の結婚相談所を中心としたサービス部門を組み合わせ、複合婚活事業モデルの独自性を活かした持続的成長を実現してまいりました。国内では、婚活登録会員数及び成婚数ともに順調に増加しており、国外では、台湾に合弁会社愛婚活股份有限公司（台湾）を設立し、日本式の婚活パーティーをスタートさせました。当社のサービスは、未婚化・晩婚化及び少子化に対する解決策の一つとして貢献しているものと自負しており、業績も順調に推移しております。

当事業年度では、「IBJ婚活総研」を通じたリアルな婚活会員の声の発信や、首都圏の交通広告への積極的な出稿を通じて「婚活はIBJ」とのブランディングに力を入れてまいりました。また、行政・地方自治体との婚活支援の取り組みや、直近では社会的活動の一環として新たに「婚活サポートコンソーシアム」を発足させるなど、当社にしかできない社会貢献にも積極的に取り組んでおります。一方で、関西の主力店舗として新たに心斎橋店のオープンや都内に直営イベント会場をオープンさせたほか、海外展開の第1弾として台湾で初めて日本式のお見合いパーティーの開催、ライフデザイン分野の婚活消費として取り組んでいた婚約・結婚指輪の送客に加えて、新たに大手ウェディング事業者との提携による結婚式場への「コーディネート送客（＝お客様視点を尊重した送客）」、「婚活ウェディングブック」の発行など周辺事業へも積極的に取り組み、着実に事業基盤の強化を図ってまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は3,317百万円（前事業年度比28.8%増）、営業利益は643百万円（前事業年度比42.8%増）、経常利益は630百万円（前事業年度比40.5%増）、当期純利益は404百万円（前事業年度比50.4%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、売上高については、セグメント間の内部取引高又は振替高を含めて表示しております。

なお、第3四半期会計期間よりメディア部門の一部サービスについてサービス部門へ移管を行ったため、当該サービスについて報告セグメントを変更しております。前事業年度との比較については、前事業年度のセグメントを当事業年度のセグメントに組み替えて比較しております。

<メディア部門>

当事業部門は、連盟事業、メディア営業、コミュニティ事業、イベント事業より構成されております。

当事業年度は、各事業において下記の取り組みを行いました。

(i) 連盟事業

「日本結婚相談所連盟」による、結婚相手紹介サービス事業者の開業支援や、IBJシステム（お見合い管理システム）のリニューアル及び本部事務局機能の増強等を行い、加盟相談所数・登録会員数の増加による収益力の向上を図りました。

(ii) メディア営業

ビューティー系広告媒体を売却し、当社の婚活会員を基盤とする広告商材「婚活アドネットワーク」の確立に加えて、親和性の見込める異業種事業者との提携、リスティング広告等の拡販を図りました。

(iii) コミュニティ事業

婚活サイト「ブライダルネット」の新規会員獲得強化及び機能拡充による稼働促進により、登録会員数の増加による収益力の向上を図りました。

(iv) イベント事業

恵比寿アネックス店、新宿三丁目店、心斎橋店の新設など自社会場企画と開催数の拡充に加え、外部会場開催の企画型イベントへの取り組みを通じた動員数増加や、セッティングシステム増強による開催率向上、街コン開催数の順調な増加に取り組みました。

これらの結果、セグメント売上高は2,277百万円（前事業年度比40.1%増）、セグメント利益は849百万円（前事業年度比44.0%増）となりました。

<サービス部門>

当事業部門は、ラウンジ事業により構成されております。

当事業年度は、下記の取り組みを行いました。

(i) ラウンジ事業

関西地区の主力店舗として心斎橋店の新設などハード面の増強に加え、アドバイザー並びにカウンセラースタッフの拡充とスキルアップ（成婚の育み方）研修の計画的実施等ソフト面での増強による入会数及び成婚数の増加、指輪や式場への送客に取り組みました。

これらの結果、セグメント売上高は1,122百万円（前事業年度比13.2%増）、セグメント利益は477百万円（前事業年度比21.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました会社の設備投資の総額は238百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

メディア部門	サイト構築及びシステム開発	機能の拡充
	恵比寿アネックス店	
	名駅店 新宿三丁目店	店舗設備の新設
サービス部門	心斎橋店	店舗設備の新設
	新宿店	
	名古屋店	店舗設備の改修

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

経常的な設備更新のための除却等を除き、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額400,000千円の当座貸越契約を締結しており、当事業年度末における借入実行残高は160,000千円であります。

当事業年度中に、金融機関より長期借入金として50,000千円の資金調達を実施、また、当事業年度終了後本株主総会開催までに当社従業員を引受先とする有償の新株予約権として4,000千円を発行しております。詳細は、P. 37「個別注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（新株予約権の発行）」のとおりであります。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第6期 (平成23年12月期)	第7期 (平成24年12月期)	第8期 (平成25年12月期)	第9期 (当事業年度) (平成26年12月期)
売上高 (千円)	1,819,904	2,125,044	2,574,680	3,317,143
当期純利益 (千円)	91,472	184,321	269,161	404,708
1株当たり当期純利益 (円)	7.88	15.79	21.62	32.51
総資産 (千円)	1,223,883	1,643,741	2,126,571	2,735,514
純資産 (千円)	569,548	940,630	1,151,972	1,453,365
1株当たり純資産額 (円)	49.06	75.56	92.16	116.37

(注) 1. 記載金額は千円未満は切捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点以下第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。

また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 当社は平成26年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割しております。なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、株式分割が第6期の期首に行われたものとして算出しております。

3. 当社は第7期より会計監査人を設置しております。したがって、第6期の数値につきましては会社法第436条第2項第1号に規定する会計監査人の監査を受けていない計算書類に基づくものであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③その他

(台湾における合併会社設立について)

平成26年4月17日付で当社非連結子会社である愛婚活股份有限公司(台湾)を設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、「ご縁がある皆様を幸せにする」という経営理念の下、情報通信分野を中心とする様々なマリッジ&ライフデザインサポート事業を展開しております。

さらに、当社はWEB上のサービスに加え、対面型のサービスも展開しており、インターネットとリアルを融合させた事業展開は、同業他社にはない強みであります。当社は、これを最大限に活かすとともに、工夫と創造や、変革と挑戦に取り組む姿勢を全社的に持ち、顧客満足度の高いサービスを提供し続けることで、社会貢献度が高く、かつ収益性の高い事業を展開してまいります。

そのために、今後は次の課題に取り組んでまいります。

①連盟事業と直営店舗の全国・主要ターミナルへの展開

当社事業の中核である結婚相談所ネットワーク(連盟事業)は、現在のところ、関東・東海・関西が中心であり、また直営の結婚相談ラウンジについても、東京都・神奈川県・埼玉県・愛知県・大阪府・兵庫県での展開となっております。当社が手がけるマリッジサービスを全国規模のサービスへ進化・拡大させるためには、

(イ)連盟事業において、上記以外のエリアにおける結婚相談所とその会員に対して「IBJシステム」を普及・拡大させること

(ロ)ラウンジ事業・イベント事業において、直営店舗を主要ターミナル立地に特化する現方針の下で、未出店の主要ターミナルに店舗を展開していくこと

が必要であり、さらに全国規模に拡充し、一組でも多くの成婚を育むために、連盟事業の全国エリア展開と、直営結婚相談ラウンジの主要ターミナルへの店舗展開を促進してまいります。

②「IBJ Accounts（アイビージェー・アカウント）」を活用した会員顧客のサービス相互循環の促進

当社は、複数のマリッジサービスを展開していることを活かして、各サービスの顧客情報を一元管理するための「統合データベース」を構築しており、会員顧客が当社のサービスを複数併用する場合にも、「IBJ Accounts（アイビージェー・アカウント）」により共通のID・パスワードで利用が可能になっています。

今後は、会員顧客のサービス間の相互循環をさらに促進すべく、機能全般の改善に加え、ポイントプログラム制度を連動させるとともに、またこの「IBJ Accounts（アイビージェー・アカウント）」をサービスプロモーションなど営業面で活用していく方針であります。

③会員基盤を活用した広告サービスの展開

当社は、日本最大規模の婚活会員基盤及び顧客情報を抱えております。特に、会員基盤については有料で当社サービスを利用する顧客層であり、マリッジ周辺の事業領域に対してはそのメディアとしての価値を提供できるものと考えております。したがって、マリッジと関連性のある事業を営む法人顧客に対しては、当社が抱える顧客情報や会員基盤に対して当社の直営ラウンジや結婚相談所ネットワーク（加盟相談所）に所属するカウンセラーの販売力等を活用して「リアルにリーチできる広告」を組み合わせた、他にはないメディア広告媒体とその価値を構築することによって、メディア営業の増収を図ってまいります。

④専門性の高い人材確保と人材育成

企業規模の拡大及び成長のためには、高い専門性を有する人材の確保とともに、社員全員が当社の経営理念を深く理解し、サービスの末端に至るまでそれを浸透させていくことが必要であり、社員が自らの業務において、人によりそって課題解決する、優れたリーダーシップを発揮するよう育成していくことが重要な課題となります。この課題に対処するために、有能な人材の中途採用を随時行うとともに、今後入社する新卒採用社員の育成とその後の新卒採用を積極的に推進してまいります。また、既存社員に対しては多様かつ有益な研修を、定期的・計画的に実施していくことで、「営業力」「マーケティング力」「マネジメント力」を兼ね備えたリーダーシップをもった人材の育成に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成26年12月31日現在）

事業区分	事業内容
メディア部門	メディア部門は、連盟事業、メディア営業、コミュニティ事業、及びイベント事業より構成され、各事業の内容は次のとおりであります。 ・連盟事業は、結婚相手紹介サービス事業者及びその所属会員に対して、会員管理やお見合いセッティング等のためのASP型結婚相談所ネットワーク「IBJシステム」の提供や、日本結婚相談所連盟の本部事務局機能の提供を行っております。 ・メディア営業は、ビューティー系サイトを売却し、当社が保有する「婚活会員基盤（データベース）」を活用した広告商材「婚活アドネットワーク」の確立に加え、ライフデザインサポート領域に特化したメディア広告枠の運用と販売を行っております。 ・コミュニティ事業は、主に婚活サイト「ブライダルネット」を運営しております。 ・イベント事業は、婚活パーティーや街コンなどのイベント企画やその参加者募集WEBサイトの運営と開催に加えて、その開催会場となるレストランの選定や予約等のセッティングを通じて、会員に対する婚活機会提供とレストランに対する顧客送客を行っております。
サービス部門	サービス部門は、ラウンジ事業のみで構成され、事業の内容は次のとおりであります。 ・ラウンジ事業は、主要都市及びターミナル立地に特化した「婚活ラウンジIBJメンバーズ」の運営と、その会員に対する結婚相談カウンセリングやお見合いセッティング・交際管理等、対面型の結婚相手紹介サービスの提供を行っております。

(6) 主要な営業所（平成26年12月31日現在）

本社	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
店舗	東京都新宿区西新宿一丁目13番12号 他15店舗

(7) 使用人の状況（平成26年12月31日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
メディア部門	85（3）名	22名増（2名減）
サービス部門	83（5）名	5名増（7名減）
全社（共通）	45（2）名	6名増（1名減）
合計	213（10）名	33名増（10名減）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
213 (10) 名	33名増 (10名減)	35.5歳	2.8年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、パートタイマーを含む。）は、年間平均雇用人数（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	142,500千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	82,500千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	65,000千円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	50,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	45,000千円

- (注) 1. 当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、取引銀行4行と総額400,000千円の当座貸越契約を締結しております。
2. 当該契約に基づく当事業年度末における借入実行残高は160,000千円であります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

（東京証券取引所市場第2部への上場市場変更）

当社の株式は、平成26年12月10日に東京証券取引所市場第2部へ上場市場の変更をいたしました。

（株式分割及び定款の一部変更）

当社は、平成26年11月14日開催の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

詳細につきましては、P.35「個別注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（株式分割及び定款の一部変更）」をご覧ください。

（有償ストック・オプションの発行）

当社は、平成27年1月15日開催の取締役会において、当社従業員に対し新株予約権を発行することを決議いたしました。

詳細につきましては、P.37「個別注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（新株予約権の発行）」をご覧ください。

2. 株式の状況（平成26年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 23,220,000株
- ② 発行済株式の総数 6,225,000株
- ③ 株主数 1,975名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
石 坂 茂	2,243,000株	36.04%
中 本 哲 宏	663,800株	10.66%
株 式 会 社 T N n e t w o r k	540,000株	8.68%
土 谷 健 次 郎	300,000株	4.82%
NOMURA INTERNATIONAL PLC LONDON SECURITY LE NDING	195,700株	3.14%
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	176,500株	2.84%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	149,900株	2.41%
石 坂 美 江	118,100株	1.90%
松 井 証 券 株 式 会 社	96,500株	1.55%
楽 天 証 券 株 式 会 社	87,200株	1.40%

- (注) 1. 当社は、自己株式を514株所有しております。
2. 持株比率は自己株式を除いて計算しております。
3. 持株比率は小数点以下第2位未満を四捨五入して表示しております。
- ⑤ その他株式に関する重要な事項
(株式分割及び定款の一部変更)

当社は、平成26年11月14日開催の取締役会において、以下のとおり株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

I. 株式分割

1 株式分割の目的

当社株式の流動性を高めて、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

2 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成26年12月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

(2) 株式分割により増加する株式数

分割前の発行済株式総数	6, 225, 000株
分割により増加する株式数	6, 225, 000株
株式分割後の発行済株式総数	12, 450, 000株
株式分割後の発行可能株式総数	46, 440, 000株

3 株式分割の日程

基準日 公告日 平成26年12月12日

基準日 平成26年12月31日

効力発生日 平成27年1月1日

4 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合、1株当たり情報は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり純資産額	92.16円	116.37円
1株当たり当期純利益 金額	21.62円	32.51円
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	21.53円	30.99円

5 その他

(1) 今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(2) 今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の目的となる株式の数と1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前		調整後	
	株式数	行使価額	株式数	行使価額
新株予約権	540,000株	672円	1,080,000株	336円

(3) 本件株式分割は、平成27年1月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成26年12月31日とする平成26年12月期の期末配当金は、株式分割前の株式が対象となります。

3. 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権に関する事項
第1回新株予約権

平成25年11月14日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	1,800個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,080,000株 (新株予約権1個につき600株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり2,600円
新株予約権の払込期日	平成25年12月29日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 336円
新株予約権の行使期間	自 平成25年11月29日 至 平成30年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 336円 資本組入額 168円
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を当社取締役4名に割当てました。

(注) 1. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき3株、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」は、当該株式分割後のもので表示しております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 平成26年12月期及び平成27年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の当期純利益が次の各号に定める全ての条件を達成している場合、本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 平成26年12月期の当期純利益が310百万円を超過していること
 - (b) 平成27年12月期の当期純利益が390百万円を超過していること
- ② 上記①の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、割当日（平成25年11月29日）から2年後までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の80%を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第2回新株予約権

平成27年1月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権詳細につきましては、P.37「個別注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（新株予約権の発行）」のとおりであります。

4. 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成26年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 坂 茂	会社事業全般の業務遂行の統括
代表取締役副社長	中 本 哲 宏	連盟事業、メディア営業担当 兼 メディア営業部部长
取 締 役	土 谷 健 次 郎	管理部門担当
取 締 役	桑 原 元 就	コミュニティ事業、イベント事業、ラウンジ事業担当 兼 コミュニティ事業部部长
取 締 役	残 間 里 江 子	㈱キャンディッド・コミュニケーションズ代表取締役会長 ㈱キャンディッド・プロデュース代表取締役社長 藤田観光㈱社外取締役
常 勤 監 査 役	大 橋 康 宏	－
監 査 役	寺 村 信 行	㈱サンシャインシティ取締役相談役 ㈱ミットヨ社外取締役
監 査 役	八 木 香	㈱パラスアテナ代表取締役

- (注) 1. 取締役残間里江子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役大橋康宏氏、監査役寺村信行氏及び監査役八木香氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役残間里江子氏、常勤監査役大橋康宏氏、監査役寺村信行氏及び監査役八木香氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
中 本 哲 宏	代表取締役副社長 連盟事業部部长	代表取締役副社長	平成26年4月15日
	代表取締役副社長	代表取締役副社長 メディア営業部部长	平成26年8月14日
桑 原 元 就	取 締 役	取 締 役 コミュニティ事業部部长	平成26年4月15日

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	担当及び重要な兼職の状況
河 村 祥 子	平成26年3月26日	辞任	監査役（社外監査役）

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 （うち社外取締役）	5名 (1名)	86,250千円 (1,800千円)
監 （うち社外監査役）	4名 (4名)	10,050千円 (10,050千円)
合 （うち社外役員）計	9名 (5名)	96,300千円 (11,850千円)

- (注) 1. 上記には、平成26年3月26日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬額は、平成25年3月27日開催の第7期定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬額は、平成25年3月27日開催の第7期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

1. 取締役 残間里江子氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

(株)キャンディッド・コミュニケーションズの代表取締役会長、また、(株)キャンディッド・プロデュースの代表取締役社長であります。両社と当社の間には、取引その他特別な関係はありません。藤田観光(株)の社外取締役であります。藤田観光(株)と当社との間で通常の取引価格によるイベント会場の賃借取引以外に特別な利害関係はございません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は100%（10回開催のうち10回出席）となっております。出席した取締役会においては、毎回報告事項や決議事項について適時質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と残間里江子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

2. 常勤監査役 大橋康宏氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は100%（14回開催のうち14回出席）、監査役会出席率は100%（13回開催のうち13回出席）となっております。出席した取締役会においては、毎回報告事項や決議事項について適時質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。また、出席した監査役会においては、当社の内部監査の実施状況や決定事項について適宜、必要な質問、発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 監査役 寺村信行氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

(株)サンシャインシティの取締役相談役、また、(株)ミツトヨの社外取締役であります。両社と当社の間には、取引その他特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は100%（14回開催のうち14回出席）、監査役会出席率は100%（13回開催のうち13回出席）となっております。出席した取締役会においては、毎回報告事項や決議事項について適時質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。また、出席した監査役会においては、当社の内部監査の実施状況や決定事項について適宜、必要な質問、発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と寺村信行氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

4. 監査役 八木香氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

(株)パラスアテナの代表取締役であります、(株)パラスアテナと当社の間には、取引その他特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況

当事業年度に開催された取締役会出席率は90%（10回開催のうち9回出席）、監査役会出席率は90%（10回開催のうち9回出席）となっております。出席した取締役会においては、毎回報告事項や決議事項について適時質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。また、出席した監査役会においては、当社の内部監査の実施状況や決定事項について適宜、必要な質問、発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と八木香氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

非監査業務はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 平成25年12月18日）

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、法令遵守及び企業倫理の浸透を取締役及び従業員に徹底するため、「コンプライアンス規程」を制定し、関連する法令の周知及び社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努めております。
 - (2) 内部監査室は、各部門における業務執行の法令・定款との適合性を監査し、当社内の法令遵守及び企業倫理の浸透への取組みを横断的に推進しております。また、法令上疑義のある行為等について、従業員が情報提供を行う窓口としても機能することにより、問題を未然に防止するよう努めております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 「文書保存管理規程」の整備により、取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存しております。
 - (2) 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるようにしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「事故管理規程」及び「リスク管理規程」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図っております。また、重大な事故（リスク）が発生した場合には、代表取締役を委員長とする「事故対応委員会」を設置し、速やかに対処方針を決定し、甚大な損失を及ぼす影響の極小化と再発防止に努めるとともに、リスク管理体制の実効性を確保しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、中期経営3カ年計画及び年度事業計画を策定し、毎月の取締役会において、月次レビューと改善策の提案により、業績管理の徹底に努めております。
- (2) 経営に重大な影響を及ぼす事項は、取締役会及び経営会議等において審議するとともに、各事業部門を担当する取締役は、戦略方針に立脚した具体的施策と権限規程に基づく業務遂行体制を決定しております。
- ⑤ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社の事業活動が法令及び定款に適合することを確保し、且つ横断的に業務の適正性及び効率性を確保するために定期的な報告ルールの充実に図り、当社全体の適正な管理を実践しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、財務経理部に対して、随時、必要に応じて監査への協力を求めることができるように配慮しており、監査役より当該命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役の指揮命令は受けないものとしております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と、次に定める事項について監査役に対して随時報告しております。
- a. 会社の信用を大きく低下させる恐れのある事項
- b. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- c. 重大な法令・定款違反その他重要な事項
- (2) 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役又は従業員に報告を求めることができ、当該取締役又は従業員はこれに応じております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席して、独立した立場で発言しております。また、当社の各部門にも出向いて業務執行を監査しております。
- (2) 監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保っております。また、代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催しております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成24年2月15日開催の取締役会において「反社会的勢力に対する基本方針」を決議し、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には、組織全体として毅然とした態度で臨み、不当要求に対しては断固として拒絶いたします。」を基本理念として尊重し、これに沿って体制を構築し運用しております。

社内体制としては、反社会的勢力に対する対応統括部署は財務経理部とし、平素より警察など外部関係機関との連携を緊密に保ち情報収集に努めるとともに、事案の発生時には迅速に対応できる体制を構築しております。また、反社会的勢力対応マニュアルのもと、会社の基本姿勢と対応方針を明確化するとともに、社内研修等の場において定期的に注意喚起を実施し、反社会的勢力との関係を遮断する体制を構築しております。また、新規取引先の取引先調査実施に加え、既往取引先においても途上調査を実施し、関係排除の徹底を制度的にも図っております。

(1) 会社の基本姿勢

反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示し、いかなる形であっても絶対に反社会的勢力との関係を持ちません。

(2) 日常業務での注意点

下記の方針を明確化しています。

- a. 新規取引時の調査義務付け
- b. 調査に問題があった場合の管理担当役員を中心とする対応方法
- c. 機関紙等送りつけ時の受取り拒否、あるいは返送対応等
- d. 苦情に乗じたアプローチへの対応等

(3) 取引先が反社会的勢力と判明した場合の対応方針

何らかの係わりが判明した場合には、これらの勢力との関係を断ち切る強い意志を持ち毅然として対応します。また、必ず所属上長へ報告し、管理担当役員へ相談します。管理担当役員は、役員間での協議、顧問弁護士、外部専門家、必要に応じて警察等へも相談し、対応を指示します。

(4) 面談要求への対応

相手や要件の確認、応対場所の選定、応対状況の記録、念書等書面作成の回避、法的手段の検討、あるいは警察・暴力追放運動推進センターとの連携等、具体的な対応方法を定めています。

(5) 社内体制の確立

以下の体制整備をしています。

- a. 財務経理部による社内研修等の場における定期的な注意喚起の実施
- b. 財務経理部による取引先調査情報のデータベース化により、報告や迅速な対応の実現
- c. 顧問弁護士や警察等から適時、指導・アドバイスを受けられる緊密な連携の確立

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆様に対する適切な利益還元につきましても経営上の重要課題であると認識しており、財務体質強化及び企業価値の継続的向上を図るため更なる事業拡大に向け内部留保の必要性を勘案しつつ、当社の業績に応じた剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

配当につきましても、安定した配当を継続的に実施することを基本として、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案し、配当性向として概ね40%前後を目標にしております。

内部留保資金につきましても、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資、設備投資、システム開発などに活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましても、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき普通配当25円、年間配当金25円として平成27年3月25日開催の第9期定時株主総会に付議いたします。

貸 借 対 照 表

(平成26年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,903,921	流 動 負 債	1,029,504
現 金 及 び 預 金	1,458,529	買 掛 金	23,880
売 掛 金	356,263	短 期 借 入 金	160,000
原材料及び貯蔵品	43	1年以内返済予定の長期借入金	50,000
前 払 費 用	41,652	未 払 金	108,504
繰 延 税 金 資 産	47,198	未 払 費 用	179,002
そ の 他	1,354	未 払 法 人 税 等	197,290
貸 倒 引 当 金	△1,120	未 払 消 費 税 等	77,004
固 定 資 産	831,592	前 受 金	223,239
有 形 固 定 資 産	262,118	そ の 他	10,581
建 物	231,203	固 定 負 債	252,644
減価償却累計額	△52,694	長 期 借 入 金	175,000
建 物 (純 額)	178,509	長 期 未 払 金	1,432
工具、器具及び備品	176,840	資 産 除 去 債 務	66,212
減価償却累計額	△93,231	繰 延 税 金 負 債	10,000
工具、器具及び備品(純額)	83,608	負 債 合 計	1,282,148
無 形 固 定 資 産	168,890	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	12,215	株 主 資 本	1,448,028
ソ フ ト ウ ェ ア	156,675	資 本 金	338,380
投 資 そ の 他 の 資 産	400,583	資 本 剰 余 金	338,380
投 資 有 価 証 券	10,320	資 本 準 備 金	338,380
関 係 会 社 株 式	19,492	利 益 剰 余 金	771,746
長 期 前 払 費 用	2,905	そ の 他 利 益 剰 余 金	771,746
差 入 保 証 金	282,104	繰 越 利 益 剰 余 金	771,746
そ の 他	85,760	自 己 株 式	△478
資 産 合 計	2,735,514	評 価 ・ 換 算 差 額 等	656
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	656
		新 株 予 約 権	4,680
		純 資 産 合 計	1,453,365
		負 債 純 資 産 合 計	2,735,514

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年 1 月 1 日から
平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		3,317,143
売 上 原 価		365,805
売 上 総 利 益		2,951,338
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,307,968
営 業 利 益		643,369
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	226	
そ の 他	1,077	1,304
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,621	
株 式 公 開 費 用	10,761	
そ の 他	43	14,426
経 常 利 益		630,247
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	55,136	55,136
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,704	
減 損 損 失	16,856	
リ ー ス 解 約 損	63	18,624
税 引 前 当 期 純 利 益		666,759
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	269,303	
法 人 税 等 調 整 額	△7,252	262,050
当 期 純 利 益		404,708

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年1月1日から
平成26年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当事業年度期首残高	338,380	338,380	338,380	470,782	470,782	△249
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				△103,744	△103,744	
当 期 純 利 益				404,708	404,708	
自 己 株 式 の 取 得						△228
株主資本以外の項目の当期変動額						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	300,964	300,964	△228
当事業年度期末残高	338,380	338,380	338,380	771,746	771,746	△478

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当事業年度期首残高	—	—	4,680	1,151,972
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△103,744
当 期 純 利 益				404,708
自 己 株 式 の 取 得				△228
株主資本以外の項目の当期変動額	656	656	—	656
事業年度中の変動額合計	656	656	—	301,392
当事業年度期末残高	656	656	4,680	1,453,365

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ②その他有価証券
 - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ③たな卸資産
 - ・原材料及び貯蔵品 主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・・・・・・・・・・ 6～10年

工具、器具及び備品・・・ 3～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。のれんについては、効果の発現する見積期間（2年～10年）にわたり定額法で償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は3年であります。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越に関する事項

当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

当 座 貸 越 限 度 額	400,000千円
借 入 実 行 残 高	160,000千円
差 引 額	240,000千円

(2) 偶発債務に関する事項

当社は、株式会社リアルアンリアルとの間で平成25年6月7日付業務委託契約を締結し、自社利用目的ソフトウェアに係る調査及び当社ソフトウェア開発に係るアドバイス等をお願いしておりましたが、この委託業務が果たされていなかったため当該委託契約を解約いたしました。この解約について損害賠償訴訟を提起されたもので、現在係争中であります。

当社は、裁判で肅々と当社の正当性を明らかにする所存ですが、今後の訴訟の推移によっては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります、現時点では不明であります。

訴訟を提起した者

株式会社リアルアンリアル

損害賠償請求額

64百万円及び付帯する年6%の割合による利息

3. 株主資本等変動計算書に関する事項

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,075,000株	4,150,000株	一株	6,225,000株

(注) 普通株式の数の増加は、平成26年4月1日付普通株式1株につき3株の割合による株式分割の増加分4,150,000株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	111株	403株	一株	514株

(注) 自己株式の数の増加は、平成26年4月1日付普通株式1株につき3株の割合による株式分割の増加分310株、単元未満株式の買取りによる増加分93株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額	1 株 当 たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年3月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	103,750千円	50.00円	平成25年12月31日	平成26年3月27日

(注) 平成26年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を実施しておりますが、1株当たり配当額は当該株式分割前の数字で記載しております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成27年3月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	155,612千円	25.00円	平成26年12月31日	平成27年3月26日

(注) 平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を実施しておりますが、平成26年12月31日を基準日とする平成26年12月期期末配当金は当該株式分割前の株式に対して実施いたします。

(4) 当事業年度末における新株予約権に関する事項

	第 1 回 新 株 予 約 権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	1,080,000株
新 株 予 約 権 の 残 高	4,680千円

(注) 1. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき3株、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っているため、目的となる株式の数につきましては当該株式分割後の数字で記載しております。

2. 権利行使期間の初日が到来しているものを記載しております。

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

①流動資産

未払費用	30,008千円
未払事業税	15,223千円
未払事業所税	1,523千円
貸倒引当金	157千円
その他	285千円
小計	47,198千円

②固定資産

減損損失	10,049千円
減価償却超過額	4,304千円
資産除去債務	26,610千円
その他	708千円
評価性引当金	△28,203千円
小計	13,468千円

繰延税金資産合計

60,667千円

繰延税金負債

①固定負債

資産除去債務に対応する除去費用	△23,106千円
その他有価証券評価差額金	△363千円

繰延税金負債合計

△23,469千円

繰延税金資産の純額

37,198千円

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い短期的な預金や定期預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針です。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、主に個人の顧客に対するものであり、信用リスクに晒されています。投資有価証券は、上場企業株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。差入保証金は、主に本社及び店舗の賃貸に伴う敷金及び保証金であり、預託先の信用リスクに晒されています。営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金は除く）は、主に営業取引に係る資金の調達、長期借入金は、主に設備投資に係る資金の調達を目的としたものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、差入保証金については、各事業部において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

イ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ウ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況の変化を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち89%が特定の取引先（クレジットカード決済や銀行口座振替等の回収代行会社）に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,458,529	1,458,529	—
(2) 売掛金	356,263		
貸倒引当金(*1)	△1,120		
	355,143	355,143	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	10,320	10,320	—
(4) 差入保証金	282,104	282,104	—
資産計	2,106,096	2,106,096	—
(1) 買掛金	23,880	23,880	—
(2) 短期借入金	160,000	160,000	—
(3) 未払金	108,504	108,504	—
(4) 未払費用	179,002	179,002	—
(5) 未払法人税等	197,290	197,290	—
(6) 未払消費税等	77,004	77,004	—
(7) 長期借入金(*2)	225,000	225,236	△236
負債計	970,682	970,918	△236

(*1) 売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年以内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①満期保有目的の債権における種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額該当事項はありません。

②その他有価証券における種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,320	9,300	1,020
合計	10,320	9,300	1,020

③当事業年度中において保有目的が変更になった株式

該当事項はありません。

(4)差入保証金

差入保証金は、店舗及び事務所等の賃貸保証金であり、返済期間を見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、当該帳簿価額をもって時価としております。

(負債)

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払費用、(5)未払法人税等、(6)未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	19,492

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）
預金	1,458,529
売掛金	356,263
合計	1,814,793

(注) 差入保証金については、償還予定日が未定であるため記載しておりません。

(注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 （千円）	1年超3年以内 （千円）	3年超 （千円）
長期借入金	50,000	100,000	75,000
合計	50,000	100,000	75,000

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 関連会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

116円37銭

(2) 1株当たり当期純利益

32円51銭

(注) 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき3株、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額並びに1株当たりの当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び定款の一部変更)

当社は、平成26年11月14日開催の取締役会において、以下のとおり株式分割及び定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

Ⅰ. 株式分割

1 株式分割の目的

当社株式の流動性を高めて、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

2 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成26年12月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

(2) 株式分割により増加する株式数

分割前の発行済株式総数 6,225,000株

分割により増加する株式数 6,225,000株

株式分割後の発行済株式総数 12,450,000株

株式分割後の発行可能株式総数 46,440,000株

3 株式分割の日程

基準日 公告日 平成26年12月12日

基準日 平成26年12月31日

効力発生日 平成27年1月1日

4 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報につきましては、「個別注記表 8. 1株当たり情報に関する注記」に記載のとおりであります。

5 その他

(1) 今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(2) 今回の株式分割に伴い、効力発生日と同時に新株予約権の目的となる株式の数と1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前		調整後	
	株式数	行使価額	株式数	行使価額
新株予約権	540,000株	672円	1,080,000株	336円

(3) 本件株式分割は、平成27年1月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成26年12月31日とする平成26年12月期の期末配当金は、株式分割前の株式が対象となります。

II. 定款の一部変更

1. 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、平成27年1月1日をもって当社定款の一部を変更いたします。

(1) 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。

(2) 第6条の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。(下線部分は変更箇所となります。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>23,220,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>46,440,000株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> 第1条 <u>第6条の変更の効力発生日は、平成27年1月1日とする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(新株予約権の発行)

当社は、平成27年1月15日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしました。

第2回新株予約権（平成27年1月15日取締役会決議）

決議年月日	平成27年1月15日
新株予約権の数（個）	5,000 （注）1
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 27名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	500,000 （注）2
新株予約権の発行総額（円）	4,000,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	747 （注）3
新株予約権の行使期間	自 平成27年1月30日 至 平成32年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 747 資本組入額 374 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき800円で有償発行いたします。
2. 当社の本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株といたします。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合（本新株予約権の割当日前の当社取締役会又は株主総会の決議に基

づき株式分割又は株式併合が行われ、当該割当日後にその効力が発生する場合も含む。) 、次の算式により調整いたします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとしたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金747円とする。

なお、当社が本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合（本新株予約権の割当日前の当社取締役会又は株主総会の決議に基づき株式分割又は株式併合が行われ、当該割当日後にその効力が発生する場合も含む。） 、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- (2) 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。） 、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数}} + \text{新規発行前の1株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとしたします。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金

額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成26年12月期及び平成27年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の当期純利益が次の各号に定める全ての条件を達成している場合、本新株予約権を行使することができます。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき当期純利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。

(a) 平成27年12月期の当期純利益が450百万円を超過していること

(b) 平成28年12月期の当期純利益が500百万円を超過していること

- ② 上記①の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、割当日から2年後までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の80%を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができない。ただし、上記3.（2）の行使価額の調整がなされた場合には、適切に調整されるものとする。

- ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）6．（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記新株予約権の内容に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年2月19日

株式会社 I B J

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 谷 靖 夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 南 山 智 昭 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I B J の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年2月20日

株 式 会 社 I B J 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 大 橋 康 宏 ㊟
(社外監査役)

社 外 監 査 役 寺 村 信 行 ㊟

社 外 監 査 役 八 木 香 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主に対する適切な利益還元についても重要な経営課題であると認識しており、財務体質強化及び更なる事業拡大に向けた内部留保の必要性を勘案しつつ、業績に応じた剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

この基本方針のもと、今後の事業展開等を勘案しつつ、普通配当25円とし、以下のとおり第9期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円(普通配当25円)といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は155,612,150円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年3月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

監査役の増員による監査体制の強化、コーポレートガバナンスの向上を図るため、現行定款第30条（員数）につきまして、監査役の員数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会 （員数） 第30条 当会社の監査役は、 <u>3名</u> 以内とする。	第5章 監査役及び監査役会 （員数） 第30条 当会社の監査役は、 <u>4名</u> 以内とする。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため2名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 にお け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	い し ざ か し げ る 石 坂 茂 (昭和46年9月6日)	平成7年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 平成13年1月 株式会社ブライダルネット 代表取締役社長 平成18年2月 当社代表取締役社長（現任） 事業統括担当	2,243,000株
2	な か も と て つ ひ ろ 中 本 哲 宏 (昭和48年4月13日)	平成8年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 平成18年2月 当社取締役就任 平成18年7月 株式会社ブライダルネット 取締役 平成19年10月 株式会社ブライダルネット 代表取締役 平成20年12月 当社代表取締役副社長（現任） 平成26年8月 メディア営業部部長 連盟事業、メディア営業担当	663,800株
3	つ ち や け ん じ ろ う 土 谷 健 次 郎 (昭和48年4月22日)	平成10年4月 株式会社商工ファンド入社 平成14年3月 株式会社ブライダルネット入社 平成19年5月 株式会社ブライダルネット 取締役 平成19年10月 当社取締役（現任） 管理部門担当	300,000株
4	く わ は ら も と な り 桑 原 元 就 (昭和55年1月7日)	平成14年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 平成18年4月 公認会計士登録 平成23年6月 株式会社エスアイヤ監査役 平成23年6月 当社常勤監査役 平成25年3月 当社取締役（現任） 平成26年4月 コミュニティ事業部部長（現任） コミュニティ事業、イベント事業、ラウンジ事業担当	19,800株

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
5	ざん ま り え こ 残 間 里 江 子 (昭和25年3月21日)	昭和45年4月 静岡放送株式会社入社 昭和48年6月 株式会社光文社入社 昭和55年5月 株式会社キャンディッド(現株式会社キャンディッド・コミュニケーションズ) 代表取締役 平成16年4月 株式会社キャンディッド・コミュニケーションズ 代表取締役会長(現任) 平成17年7月 株式会社クリエイティブ・シニア(現株式会社キャンディッド・プロデュース) 代表取締役社長(現任) 平成22年3月 藤田観光株式会社 社外取締役(現任) 平成26年3月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社キャンディッド・コミュニケーションズ 代表取締役会長 株式会社キャンディッド・プロデュース 代表取締役社長 藤田観光株式会社 社外取締役	—
※ 6	くわ ばら えい た ろ う 桑 原 英 太 郎 (昭和52年6月28日)	平成12年4月 株式会社プロトコーポレーション入社 平成23年4月 当社入社 平成23年6月 メディア事業部(現メディア営業部)部長 平成25年4月 コミュニティ事業部部長 平成26年1月 メディア本部(現企画制作開発部)部長(現任)	900株
※ 7	お の まき ひろ 小 野 雅 弘 (昭和37年12月18日)	昭和60年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 平成24年8月 株式会社ヨックモック入社 株式会社クローバー常務取締役就任	—

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 残間里江子氏は、社外取締役候補者であります。

4. 残間里江子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏につきましては、異業種・他業界の経営者としてのご経験をはじめ、従来の枠組みにとらわれることのない視点から取締役会で積極的にご発言いただくことが期待できることから社外取締役として職務を適切に遂行することが可能であると判断いたしましたので、取締役会は同氏を社外取締役候補者としたものであります。

5. 残間里江子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

6. 残間里江子氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、残間里江子氏の再任が承認された場合には、残間里江子氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 残間里江子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化及びコーポレートガバナンスの向上を図るため1名を増員いたしたく、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出にあたっては、予め監査役会の同意を得ております。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
かわ ぐち てつ し 川 口 哲 司 (昭和47年6月20日)	平成7年4月 三井物産株式会社入社 平成12年5月 General Electric Company入社 平成17年1月 グロービス・キャピタル・パートナーズ ベンチャーパートナー (現任) 平成19年10月 当社社外取締役就任 平成24年3月 当社社外取締役退任	—

- (注) 1. 川口哲司氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 川口哲司氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成25年3月27日開催の第7期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額100百万円以内、監査役の報酬額を年額20百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

この間、経済情勢が大きく変動したことや、平成26年12月に東京証券取引所市場第2部へ上場市場の変更を行うなど経営環境の変化に伴い取締役及び監査役の責務が増大していること、第3号議案「取締役7名選任の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」並びに第4号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件に取締役が2名、監査役が1名それぞれ増員されることなど諸般の事情を考慮いたしまして、取締役及び監査役の報酬額を改めさせていただきたいと存じます。

報酬額につきましては、取締役の報酬額を年額200百万円以内（内、社外取締役200百万円以内）、監査役の報酬額を年額30百万円以内に改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は5名（内、社外取締役1名）、監査役は3名（内、社外監査役3名）であります。第3号議案及び第2号議案並びに第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（内、社外取締役1名）、監査役は4名（内、社外監査役3名）となります。

以上

東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト3階 会議室

